

令和8年度 不正接続遮断装置購入

仕 様 書

令和8年8月

東日本高速道路株式会社

1. 総則.....	1
1-1. 適用の範囲.....	1
1-2. 用語の定義.....	1
1-3. 契約書類の解釈.....	2
1-4. 日数等の解釈.....	2
1-5. 監督員.....	2
1-6. 提出書類.....	2
1-6-1. 監督員を経由しない提出書類.....	2
1-6-2. 提出書類の様式.....	2
1-7. 検査及び支払.....	2
1-7-1. 納品書.....	2
1-7-2. 納入検査の内容.....	2
1-7-3. 受渡書の提出.....	2
1-7-4. 代金の支払.....	3
1-8. 部分引渡し.....	3
1-9. 遅延日数の算定.....	3
1-10. 秘密保持事項.....	3
1-10-1. 目的.....	3
1-10-2. 定義.....	3
1-10-3. 情報の明示.....	3
1-10-4. 目的外の使用の禁止.....	3
1-10-5. 取得の制限.....	3
1-10-6. 適切な管理.....	3
1-10-7. 利用者の制限.....	4
1-10-8. 資料の持ち出しの禁止.....	4
1-10-9. 複写または複製の禁止.....	4
1-10-10. 守秘義務.....	4
1-10-11. 契約期間終了後の取扱い.....	4
1-10-12. 第三者への委託等について.....	4
1-10-13. 調査及び報告.....	4
1-10-14. 事故時の対応.....	5
1-10-15. 事故時の責任分担.....	5
1-11. 疑義等の措置.....	5

2. 購入の細部に関する内容.....	6
2-1. 購入概要	6
2-2. 納入場所	6
2-3. 納入期限	6
2-4. 納入に関する事項	6
2-4-1. 納入物.....	6
2-5. 購入内容	7
2-5-1. 不正接続遮断システム用機器及びサポート.....	7
2-6. サポート.....	8
2-6-1. センサーサポート	8
2-6-2. センサーオンサイトサポート.....	8
2-6-3. 保守体制	8
2-6-4. 保守に関する特記事項.....	9
様式 1	10
様式 2	11

1. 総則

1-1. 適用の範囲

本仕様書は、東日本高速道路株式会社(以下「発注者」という。)が行う「令和8年度 不正接続遮断装置購入」(以下「本購入」という。)に適用するものとし、本購入に係る「購入契約書」(以下「契約書」という。)について統一的な解釈及び運用を図るとともに、本購入に係る必要事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るものとする。

1-2. 用語の定義

契約書類に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「契約書類」とは、契約書第1条に規定する契約書及び仕様書等をいう。
- (2) 「仕様書等」とは、仕様書、入札(見積)者に対する指示書及びこれらを補足する書類をいう。また、発注者がその都度提示した変更仕様書を含むものとする。
- (3) 「監督員」とは、契約書第3条第2項の規定に基づき、発注者が定め受注者に通知した者をいう。
- (4) 「納入検査」とは、契約書第9条第2項の規定に基づき、物品の納入を確認するために行う検査をいう。
- (5) 「検査員」とは、契約書第9条第2項の規定に基づき、「納入検査」を行うために発注者が定めたものをいう。
- (6) 「指示」とは、監督員が受注者に対し、本購入の実施上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。
- (7) 「承諾」とは、契約書類で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が書面により同意することをいう。
- (8) 「協議」とは、書面により契約書類の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- (9) 「提出」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し本購入に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (10) 「提示」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し本購入に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
- (11) 「報告」とは、受注者が監督員に対し、本購入の実施状況又は結果について、書面により知らせることをいう。
- (12) 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し本購入に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (13) 「連絡」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し本購入に関する事項について、口頭、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
- (14) 「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は電子メールにより伝達できるものとするが、速やかに有効な書面を作成するものとする。

1-3. 契約書類の解釈

契約書類は、相互に補完し合うものとし、そのいずれか一つによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

1-4. 日数等の解釈

契約書類における期間の定めは契約書第 1 条第 9 項の規定によるものとするが、契約締結の日の翌日から納入期限日までの間及び仕様書 1-9 に規定する遅延日数の算定以外の日数の算出に当たっては、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの期間、5 月 3 日から 5 月 5 日までの期間及び 8 月 13 日から 8 月 15 日までの期間の日数は算入しないものとする。

1-5. 監督員

契約書第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき監督員に委任した権限は次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 契約書第 4 条の規定に基づき行う物品の納入の全部若しくは一部の一時中止の指示
- (2) 契約書第 6 条の規定に基づき行う納入期限の短縮等の請求

1-6. 提出書類

1-6-1. 監督員を経由しない提出書類

契約書第 3 条第 6 項に規定する「仕様書等に定めるもの」とは、次の書類をいう。

- (1) 契約書第 2 条の規定による承諾願
- (2) 契約書第 9 条第 2 項の規定による引渡に係る受渡書
- (3) 契約書第 11 条第 1 項の規定による代金の支払いに係る請求書
- (4) 契約書第 13 条第 1 項の規定による第三者による代理受理による承諾願
- (5) 契約書第 28 条第 2 項の規定による遅延利息の請求書
- (6) その他発注者の指定した書類

1-6-2. 提出書類の様式

受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め提出するものとする。ただし、発注者又は監督員がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

1-7. 検査及び支払

1-7-1. 納品書

受注者は、契約書第 9 条第 1 項に基づき、納入物を納入した場合は、納品書を発注者に提出するものとする。

1-7-2. 納入検査の内容

納入検査は、発注者に納入した納入物を対象として契約書類と対比し、検査員が検査を行うものとする。

1-7-3. 受渡書の提出

受注者は、納入検査に合格し、認定の通知を受けたときは、速やかに受渡書を発注者へ提出することにより引渡しを完了するものとする。

1-7-4. 代金の支払

受注者は、契約書第 11 条第1項の規定に基づき代金の支払請求を行う場合には、消費税及び地方消費税を適用するものとし、発注者は契約書第 11 条第 1 項に規定された代金を受注者が指定する金融機関(日本国内の本支店)の口座に振り込むものとする。

1-8. 部分引渡し

受注者は、契約書第 12 条の規定に基づき、本仕様書において物品の納入の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の物品の納入が完了したときには、本仕様書「1-7 検査及び支払」に定める検査に合格のうえ、引渡しを完了した場合には、契約金額のうち、当該納入物に相当する額を請求することができる。この場合、本仕様書 1-7 内の「納品書」とあるのは「一部納品書」、「検査」とあるのは「一部納入検査」と、「引渡し」とあるのは「部分引渡し」と読み替えて、これらの規定を準用する。

1-9. 遅延日数の算定

契約書第 27 条第 5 項に規定する「遅延日数」は、次式により算定するものとする。

遅延日数＝(納品書受領日－契約履行期間日)＋(追完の納品書受領日－不合格の通知日)

1-10. 秘密保持事項

1-10-1. 目的

本購入を実施するため、秘密情報及び個人情報の取り扱いに関して、以下のとおり定めるものとする。

1-10-2. 定義

秘密保持に関する定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 「秘密情報」とは、業務の遂行上知り得た情報で、公知でないものをいう。
- 二 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号、最終改正令和 6 年 6 月 7 日法律第 46 号)第 2 条第 1 項に規定されたものをいう。
- 三 「秘密情報」及び「個人情報」は、文書・図面・電磁的記録等の保存媒体の如何を問わない。

1-10-3. 情報の明示

発注者及び受注者は、秘密情報及び個人情報を本購入の実施のために相手方に提供する場合は、当該情報を特定し、秘密情報または個人情報であることを明示しなければならない。

1-10-4. 目的外の使用の禁止

本購入の実施のために提供された秘密情報及び個人情報を本購入の目的外に使用してはならない。

1-10-5. 取得の制限

受注者は、本購入の実施に当たり個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

1-10-6. 適切な管理

- (1) 本購入の実施に当たり知り得た秘密情報及び個人情報について、善良な管理者の注意をもって、

漏えい、滅失または毀損の防止その他の適切な管理に必要な措置を講じるものとする。

- (2) 受注者は、本購入の実施に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、(1)の措置を遵守させるための必要な措置を講じるものとする。
- (3) 監督員が求めた場合、受注者は「管理に必要な措置」について定めた文書を発注者に提示する。

1-10-7. 利用者の制限

受注者は、本購入の実施のために開示または提供された秘密情報及び個人情報について、本購入の実施のために必要と認められる従事者以外に開示または提供してはならない。

1-10-8. 資料の持ち出しの禁止

秘密情報及び個人情報は、物的移動(複製物を作成し、複製物を移動させる場合も含む)や磁気的・電子的・ネットワークの移動等の方法を問わず、無断で持出してはならない。

1-10-9. 複写または複製の禁止

受注者は、本購入を実施するために発注者から引き渡された秘密情報及び個人情報が記録された資料等を複写、複製または加工してはならない。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けたときは、この限りではない。

1-10-10. 守秘義務

本購入の実施上知り得た秘密情報及び個人情報を他に開示・漏えいしてはならない。

ただし、下記の項目に該当するものは、この限りではない。

- (1) この契約への違反によらず公知であるか、または入手後公知となった情報
- (2) 相手方より受領する以前から当事者が知っていた情報
- (3) 当該業務と無関係に、当事者が知っていた情報
- (4) 相手方の書面による同意を得て開示された情報
- (5) 法的手続き、あるいは公認会計士による監査等により当事者が開示を求められる情報

1-10-11. 契約期間終了後の取扱い

本購入の契約期間終了後、速やかに、秘密情報及び個人情報が記載または記録された文書、図画、電磁的記録等の媒体(複写物及び複製物を含む。)を返還するとともに、返還が不可能または困難な媒体及び受注者の記録装置に複写された電磁的記録は、監督員の指示に従って、当該媒体を再生不可能な状態に消去または廃棄する。

秘密保持に係る規定は、法令の定めのあるものを除き、契約期間終了後もなお有効とする。

1-10-12. 第三者への委託等について

受注者は、発注者の承諾がない限り、秘密情報又は個人情報の処理に係る当該業務等の一部を第三者に委任または請け負わせてはならない。なお、発注者の承諾を得て当該業務の一部を第三者に委任または請け負わせた場合には、受注者は当該第三者に対して、秘密情報及び個人情報に係る秘密保持について、本購入における受注者の義務と同様の義務を負わせるものとする。

1-10-13. 調査及び報告

発注者は、受注者に対し、秘密情報及び個人情報の管理状況の調査を目的として、必要な範囲で本購入の履行場所に立ち入り、調査を行うことができる。

受注者は、監督員から秘密情報及び個人情報の管理状況について報告が求められた時には、速やかに監督員に必要事項を報告しなければならない。

1-10-14. 事故時の対応

受注者は、秘密情報及び個人情報の不正利用、漏えい、滅失または毀損その他の事故が発生した場合には、直ちに監督員に報告し、その対応について協議するものとする。なお、監督員は、受注者に対し問題の対処に必要な措置を求めることができる。

1-10-15. 事故時の責任分担

受注者の責に帰すべき事由により、秘密情報及び個人情報の不正利用、漏えい、滅失または毀損その他の事故が発生し、これにより発注者または第三者への損害が生じた場合には、受注者は、発注者または第三者に対し、その損害の責を負うものとする。

1-11. 疑義等の措置

本仕様書に定めのない事項、又は疑義等が生じたときは、発注者と受注者が協議するものとする。

2. 購入の細部に関する内容

2-1. 購入概要

本購入は、発注者が利用する不正接続遮断システムを構成するセンサー機器を購入するものである。あわせて、サポート期間中のセンサー機器の保守等を実施するものである。不正接続遮断システムとは、未許可の機器が社内ネットワークに接続された場合に遮断するシステムである。

本購入の品名・仕様・数量等は以下に記載するものとし、次に記載する内容により納入するものとする。

- (1) センサー機器に係るサポートについては、発注者から保守サービス窓口へ問合せ可能なサポート（電話、メール又はWEBでの製品仕様の問い合わせ、技術情報の提供、障害調査、及び交換等の提供を受けることが可能なサポート）を指す。
- (2) 受注者は、センサー機器及びセンサー機器に係るサポートを含めて納入する。
- (3) 本仕様書「2-5. 購入内容」に示すサポート期間は、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)が定める休日及び年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)を除く月曜日～金曜日とする。

2-2. 納入場所

納入場所	住所
東日本高速道路株式会社 本社 技術・DX本部 DX推進部 ITガバナンス課	東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビルディング

2-3. 納入期限

受注者は、本仕様書「2-4-1. 納入物」に規定する納入物を以下の納入期限までに納入すること。

■令和9年2月24日

世界的な半導体不足の影響等、受注者の責めに帰することができない特別な事由によるセンサー機器の製造・入荷の遅れにより、納入期限までにすべての納入を完了することができない場合、受注者は発注者に対し、その理由を明示した書面を納入期限の 3 か月前までに通知のうえ、納入期限の延期又は契約の変更について、発注者と協議することができるものとする。

2-4. 納入に関する事項

2-4-1. 納入物

受注者は、本仕様書「2-3 納入期限」に規定する期限までに下表「納入物一覧表」に示す納入物を本仕様書「2-2 納入場所」へ納入すること。

表 2-4-1 納入物一覧表

番号	納入物	単位	数量	備考
1	センサー機器(注1)	台	146	表 2-5-1 に該当する機器 納入方法:機器一式
2	センサー機器に係るサポート証書 (注2)	式	1	表 2-5-2 に該当するサポート 納入方法:電子媒体一式

3	保守体制図(注3)	式	1	納入方法:紙面・一式 又は電子媒体・一式
---	-----------	---	---	-------------------------

(注1) センサー機器は、メーカー標準の付属品を含むものとする。

(注2) センサー機器に係るサポート証書とは、サポート内容を証明する書類のことをいい、受注者名、サポート名称、サポート期間及び数量等の本購入の内容が確認できる情報が含まれたものでなければならない。ただし、公表できない情報については、黒塗り処理を行ってもよいものとするが、情報の修正、加筆等は行ってはならない。

(注3) 保守体制図とは、以下の内容を含むものとし、様式1に記載するものとする。

・発注者がサポートを受けるにあたり必要な問い合わせ先、問い合わせ方法、問い合わせに必要な情報、問い合わせ対応時間等が明記された書類のこと。

2-5. 購入内容

2-5-1. 不正接続遮断システム用機器及びサポート

納入する機器及びサポートについては、表 2-5-1 及び表 2-5-2 のとおりとする。

表 2-5-1 不正接続遮断システム用機器

番号	名称	単位	数量
1	iNetSec SF 510 センサー	台	146

受注者は、「国等による環境物品の調達の推進等に関する法律(平成12年5月31日 法律第100号、最終改正令和3年9月1日 法律第36号、以下「グリーン購入法」という。)」第六条に基づく基本方針に記載のある製品(電子計算機、ディスプレイ)について、規定する基準を満たすものを納入するものとする。

表 2-5-2 不正接続遮断システム用機器に係るサポート

番号	名称	単位	数量	サポート期間
2	iNetSec SF 510 センサーサポート	式	1	令和9年4月1日から令和14年3月31日まで
3	iNetSec SF 510 センサーオンサイトサポート	式	1	令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

受注者は、表 2-5-1 の機器に対して、本仕様書 2-6 に定めるサポートを提供するものとする。

2-6. サポート

受注者は、サポート期間中、次の事項について受注者の負担により、責任をもってサポートを行うものとする。なお、サポートの実施内容をサポート対応履歴としてとりまとめ、監督員が報告を求めた場合は、速やかに応じるものとする。

2-6-1. センサーサポート

センサーサポートの内容は以下(1)から(7)のとおりとする。

- (1) 定期的(月 1 回程度)及び緊急的なパッチ及びファームウェアのバージョンアップ情報の提供を行うものとする。
- (2) 監督員が、センサー機器の機能強化(パッチ及びファームウェアのバージョンアップ等)を必要と認めた場合は、動作検証、導入及びバージョンアップを行うものとする。なお、これに係る技術者の派遣については、本仕様書2-6-3-4 技術者の派遣に従うものとする。
- (3) 運用上問題となるファームウェアが提供されていた場合、及びファームウェアに問題があることが発覚した場合の技術的アドバイス及び改善作業を行うものとする。
- (4) センサー機器に関するセキュリティ対応に対する技術的アドバイスを行うものとする。
- (5) センサー機器への設定変更時の技術的アドバイスを行うものとする。
- (6) バックアップ方式やバックアップスケジュール変更等の運用アドバイスや設定の問い合わせ等を行うものとする。
- (7) その他、質問対応等を行うものとする。

2-6-2. センサーオンサイトサポート

センサーオンサイトサポートの内容は以下(1)から(3)のとおりとする。

- (1) 受注者は、発注者が検知したセンサー機器の動作不良や故障等に際し、サポート対応依頼に基づき、本仕様書2-2に規定した場所において、事象確認、修理、部品交換等を行うものとし、修理等が速やかに完了しないと見込まれる場合は、無償で代替品による交換手配を講じるものとする。
- (2) 機器を交換した際には、保存されているデータを復元できないよう物理的な破砕等によりデータの消去作業を行うものとする。
- (3) なお、監督員が障害対応状況に応じ、運用改善の提案や打合せを求めた場合、速やかに応じるものとする。

2-6-3. 保守体制

2-6-3-1. 保守窓口

受注者は、監督員からの保守対応依頼を一括して受付が可能な保守窓口を設けるものとする。

2-6-3-2. 保守窓口連絡手段

受注者は、監督員からの保守対応依頼を電話及び電子メールどちらでも受付するものとする。

2-6-3-3. 保守窓口受付時間

受注者が設ける保守窓口の受付時間は、9 時 00 分から 12 時 00 分及び 13 時 00 分から 17 時 00 分を含む 7 時間以上とする。(土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12 月 29 日から翌 1 月 3 日までの日を除く)

2-6-3-4.技術者の派遣

受注者は、本仕様書2-6-2に示す保守対応を行う場合の技術者の派遣に係る条件を以下とする。

- (1) 発注者が保守窓口に本仕様書2-6-3-3. 保守窓口受付時間に連絡した場合、発注者が保守窓口へ連絡を行った時点から 4 時間以内に本仕様書2-2 に規定した場所へ技術者を派遣するものとする。
- (2) 発注者が保守窓口に本仕様書2-6-3-3. 保守窓口受付時間の時間外に電子メールにて連絡した場合、連絡後、最初に訪れる保守窓口受付時間に受け付けたものとし、受け付けた時点から 4 時間以内に本仕様書2-2 に規定した場所へ技術者を派遣するものとする。

2-6-3-5.保守委託先の通知

本仕様書2-6に定める保守作業の実施において、委託先が存在する場合は、本仕様書2-3に定める納入期限までに、保守委託先通知書(様式2)を監督員に提出するものとする。なお、保守委託先を変更したときも同様とする。

2-6-4. 保守に関する特記事項

2-6-4-1.保守作業の責任

受注者が、実施する保守作業の実施過程において、受注者の責によりセンサー機器の正常稼働が妨げられた場合、工場出荷時状態に復旧のうえ、正常稼働を確認し、監督員の承諾を得るものとする。

2-6-4-2.保守作業実施後の報告

受注者は、本仕様書2-6-1 又は2-6-2 に規定する作業を実施した際には、実施報告書を原則 10 日以内に提出するものとする。また、受注者は、保守実施報告の履歴として取りまとめを行い、監督員が報告を求めた場合は、速やかに応じるものとする。

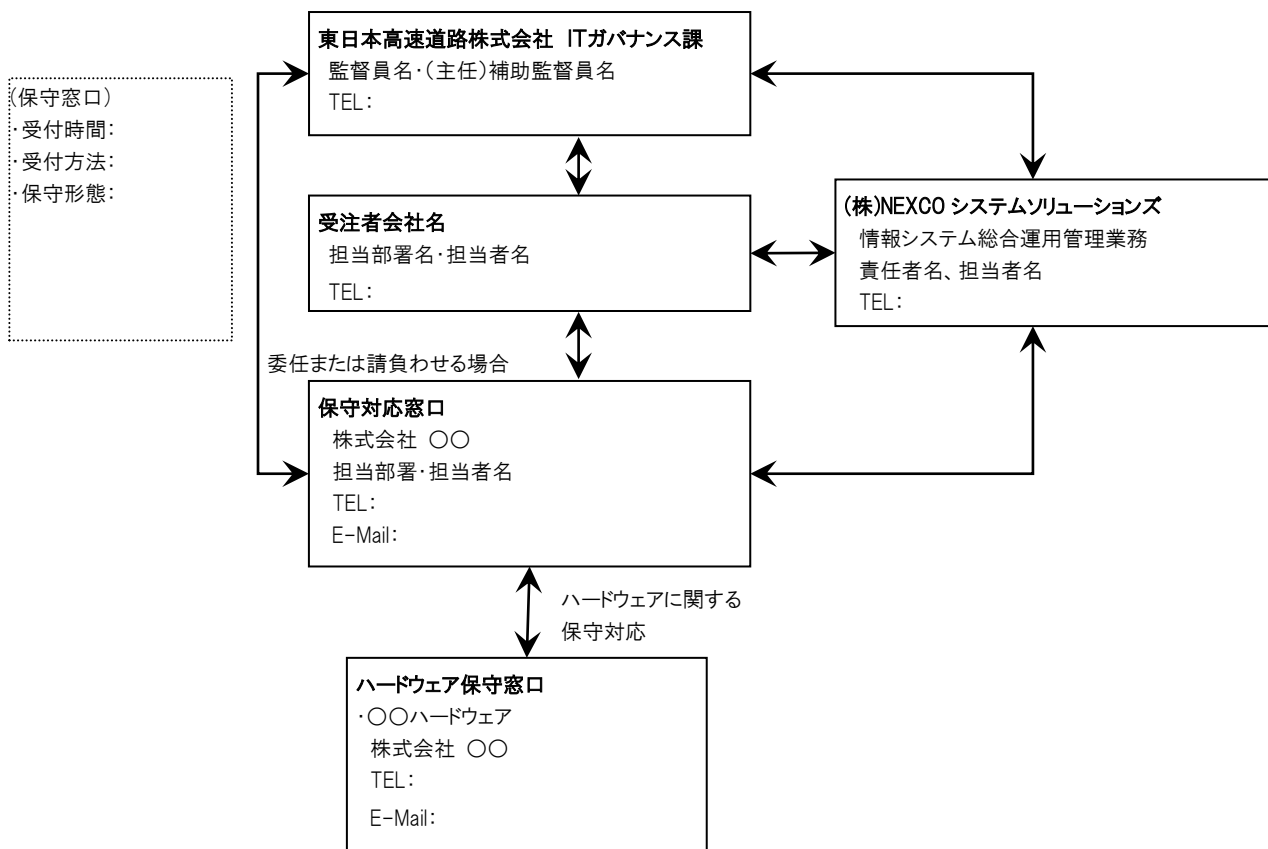
保守体制図

(件名)令和8年度 不正接続遮断装置購入

※記載する項目

- ・本作業に係る会社名、窓口部署等、連絡先(TEL、E-Mail)
 - ①東日本高速道路株式会社(ITガバナンス課)
 - ②(株)NEXCO システムソリューションズ(情報システム総合運用管理業務 責任者名、担当者名)
 - ③受注者会社名(担当部署・担当者名)
 - ④保守窓口の実施会社(担当部署・担当者名)
 - ⑤ハードウェアサポート会社
- ・保守窓口の受付時間、受付方法、保守形態

保守体制図(例)



令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社
殿

住所
会社名
代表者

保守委託先通知書

(件名)令和8年度 不正接続遮断装置購入

標記について、仕様書2-6-3-5に基づき、下記のとおり通知します。

記

保守委託先 1 住所
 商号または名称
 代表者名
 電話番号

保守委託先 2 住所
 商号または名称
 代表者名
・ 電話番号
・

(備考)本様式は、適宜加除して差し支えないものであるが、次の項目は必須事項とする。

- ①保守委託先の住所
- ②保守委託先の商号または名称
- ③保守委託先の代表者名

以 上